

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	水道法	法令の番号	昭和32年法律第177号
許認可等の種類	水道用水供給事業の認可	根拠条項	第26条
審査基準	<p>水道用水供給事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>水道法第28条の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>(認可基準)</p> <p>第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。 二 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。 三 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあっては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。 四 その他の当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。 <p>ただし、1日最大給水量が25,000 m³以下である水道用水供給事業に関する厚生労働大臣の権限 給水人口が5万人を超える水道事業又は1日最大給水量が25,000 m³を超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更 であって、当該変更にあつては、当該変更にかかる工事費の総額が1億円以下であるものに関する厚生労働大臣の権限は、都道府県知事に委任されている。</p>		
	受付機関	管轄保健福祉事務所	処理機関
交付機関	管轄保健福祉事務所	標準処理期間	60日
		標準経由期間	7日
		目次NO	